



税理士法人 小山会計

2023'
7月



12日発行

〒386-0005 長野県上田市古里692-2
TEL : 0268-22-7615
FAX : 0268-22-7617
E-mail : koa-g@tkcnf.or.jp
URL : https://www.koa-g.com

2023年 8月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

2023年 9月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

※ は事務所全体が休みです

2023年8月の予定

- ・個人事業者(中間申告が年3回)の消費税・
地方消費税の中間申告と納付 期限=31日迄
 - ・個人住民税第2期分の納付
 - ・個人事業税第1期分の納付
- 以上の期限=各地方公共団体の条例で定める日

2023年9月の予定

- ・特別な処理事項なし



最近思うこと

23' July

税理士法人 小山会計 代表 小山秀喜

先日、厚生労働省が公表した人口動態統計によると、2022年の国内出生数が77万747人となり、7年連続減少し、過去最低だった2021年よりさらに4万875人少なくなり、初めて80万人台を割り込んだ。一方死亡数は、156万8,961人と前年より12万9,105人増加し戦後最多となった。一年間で80万人弱の人口が減少していることになる。山梨県の人口が80万人で、四十七都道府県中四十一位であり、人口がそれ以下の県、佐賀県・福井県・徳島県・高知県・島根県・鳥取県がほぼ毎年、人口が減少していくと考えると、果たしてこれからどんな世の中になるか、私は全く想定できない。今、焦って少子化対策を実行したところで、実際に人口増となつて表れてくるのは数十年前であり、下手すると、このままどんどんと人口減が続くかもしれない。おそらく人口減少の本質的な問題点が把握されていないので、現在の小手先の政策では何の効果も表れないような気がする。

「近きをはかるものは貧す」「遠きをはかるものは富む」古来言われているように、これから先の日本の姿、できれば人間の幸福度は何かを今一度、考え直してみることが必要なかもしれません。

かつて、藩財政の再建を実現された数々の名君、二宮尊徳氏、上杉鷹山氏、松平定信

氏等、そして来年発行される新一万円札の肖像、近代日本経済の父でもあり「道徳経済合一」を実現された渋沢栄一氏経済活動で公益を追求すること「片手に論語」と生産殖利を追求すること「片手に算盤」を、我々は見習うべきです。

渋沢氏の名言を、いくつか紹介します。

「士魂商才」

商売をするときは、武士の魂と商売の才能を兼ね備えることが重要。士魂と商才を養うためには、論語を学ぶべき。個人の富は、すなわち国家の富である。富を築き豊かになる人が増えることで、会社や国家も豊かになっていく。個人が豊かになることが、国家全体の富につながる。

「細心にして大胆になれ」

細かいことを気にし過ぎるあまりに、視野が狭くなってしまうのは、本末転倒です。成功するためには、細心の注意が必要ですが、失敗を恐れずに、おおらかに大胆に行動することも大切。

「夢七訓」

夢なき者は理想なし 理想なき者は信念なし 信念なき者は計画なし 計画なき者は実行なし 実行なき者は成果なし 成果なき者は幸福なし ゆえに幸福を求むる者は夢なかるべからず



通勤手当とインボイス

従業員へ支給する通勤手当。インボイス制度がスタートすると、どう処理をするのでしょうか。Q&A形式で確認します。

Q. 弊社は消費税の課税事業者で、一般課税によって、納付すべき消費税額を計算しています。そのためインボイス制度がスタートすると、仕入税額控除を適用するために適格請求書等(以下、インボイス)の交付を受けて保存しなければなりません。

ところで、弊社は従業員等に対して毎月の給与に加算して、通勤手当を支給しています。この通勤手当に係る消費税は、現状、全額課税仕入れとして取扱っています。インボイス制度開始後も課税仕入れとするためには、インボイスの交付を受ける必要があると思いますが、従業員等からは難しいと思います。どうしたらよいのでしょうか？



A-1. 通勤手当に係る税の取扱い

給与に加算をして支給する通勤手当に係る税の取扱いは、次のとおりです。

(1) 所得税の取扱い

給与に加算して支給する場合、一定額まで所得税が非課税となります。

(2) 消費税の取扱い

通勤手当のうち「通勤に通常必要と認められる部分の金額」は、課税仕入れとして取扱います。この場合の「通勤に通常必要と認められる部分」とは、所得税が非課税となる一定額かは問われていません。通勤をするために通常必要であれば、たとえ一定額を超えたとしても、課税仕入れとして取扱います。

A-2. 通勤手当と仕入税額控除

通勤手当については、ご懸念のとおりインボイスの交付を受けることが困難です。このような交付を受けることが困難な一定の取引については、**インボイスの保存は不要で、一定の事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められます。**

通勤手当における一定の記載事項は、次のとおりです。



- ① 相手方の氏名又は名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引の内容
- ④ 支払対価の額
- ⑤ 出張旅費等特例に該当する旨

通常必要な
記載事項(①～④)

通常必要な記載事項に加えて記載することとなる「出張旅費等特例」とは、従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等(出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当)を指します。この出張旅費等は、帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められる取引です。

このように通勤手当に係る消費税の取扱いは、基本的には従来どおりと考えて問題ありませんが、帳簿に「出張旅費等特例」などと該当する旨の記載を忘れないようにしましょう。

2024年4月より変わる 労働条件の明示ルール



労働基準法では、労働契約の締結時や更新時に、労働者に対して、賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならないと規定しています。雇用環境の変化を受け、この労働条件の明示に関するルールが、**2024 年 4 月**より変更になります。以下では、その内容を解説します。

就業場所・業務の変更の範囲の明示

労働契約の締結や更新の際には、その従業員に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示することが義務付けられています。今回、これらの明示が必要な労働条件のうち、「**就業場所**」と「**業務**」について、その内容の見直しが行われます。従来、「就業場所」と「業務」については、契約直後の内容を明示すれば足りるとされていましたが、「**就業場所・業務の変更の範囲**」の明示も必要になります。

この変更の範囲については、**将来の配置転換などによって変わり得る範囲を明示することが求められます**。そのため、労働者に対して将来の転勤の有無やその範囲、また業務についても職種が限定されているか、されていないかなど、将来的にどのような業務に従事する可能性があるのかも含めて、明示することになります。

更新上限・無期転換申込機会等の明示

有期契約労働者については、**契約の更新上限の有無と無期転換の申込機会、そして無期転換後の労働条件の明示も必要になります**。



① 契約更新上限の明示

有期労働契約を締結する際に、**更新上限**として、通算契約期間や更新回数の上限を設けている場合には、**上限を設けている旨とその内容を明示することになります**。なお、設けていない場合はその旨を明示します。

上限を設けていない場合であって新たに設ける場合や、例えば更新回数の上限を 5 回としていたものを 3 回に短縮するような場合には、**その理由を労働者にあらかじめ説明することが求められます**。

② 無期転換の申込機会等の明示

有期労働契約が反復更新されて通算 5 年を超えた場合、労働者が会社に申し込むことにより無期労働契約に転換できるルールがあります。この無期転換の申込ができる労働者には、**契約更新のタイミングごとにその旨を明示することになります**。

さらに、**無期転換後に有期労働契約時の労働条件が変わる場合には、その内容についても、契約更新のタイミングごとに明示が必要になります**。

転勤ができない従業員が増加する中、転勤などがない限定正社員制度へのニーズが高まっています。今回の改正はそうした環境変化を受けての内容となっていますが、実務を行う上での詳細については今後、厚生労働省のホームページ等で新たな情報が出てくる予定です。その情報を踏まえて、対応を検討しましょう。

第5回 経営者の相続準備について ～開業医編～

相続手続支援センター東信では、相続に関するご相談をお受けしています。専任相談員の岩下さんに相続手続に関するあれこれを伺っています。第5回目は開業医の方の相続準備についてです。



岩下博明 行政書士
相続手続支援センター東信専任相談員

開業医の相続準備上の注意点とは

(木内)「相続手続支援センター相談員に聞く」の5回目になります。今回は、相続手続支援センターの岩下さんに医療グループの木内がお話を伺います。私は小山会計の医業支援専門室で活動しています。開業医の先生に関する仕事をさせて頂くことが多いので、特にお医者様の相続対策について伺いたいです。

(岩下) お医者様の相続支援は

弊社でもお手伝いしています。お医者様は一般企業の経営者とは違う独特の事情がありますね。

開業医の先生でも、個人経営の方と、法人成りして医療法人として経営されている方がいらっしゃいます。

医療法人の経営をされている方の相続は、個人経営の方に比べて、とりわけ注意が必要です。木内さんが担当されているお医者様は、法人が多いですか？

先代から引き継がれた医療法人であったり、ご自身で開業された後に法人成りされる場合もあり、個人経営のままよりは医療法人として運営されているケースが比較的多いです。医療法人の場合、一般企業と比べてどんな点が異なりますか？

医療法人の持分に注意

医療法人には、出資持分有りの法人と出資持分無し(無持分)の法人の2種類あり、ここが他の法人と大きく異なります。これにより相続対策が全く違うものになります。

出資持分という言葉はあまり一般的に知られていませんね。

出資持分は一般企業という株式のようなもので、持分有りの医療法人の場合、法人設立にあたり出資したものが相続財産となるため、その対策

が必要となります。一方、出資持分無し(無持分)の医療法人は相続財産の対象ではないため、相続税対策は不要です。

一般企業の経営者の所有する自社の株式と同じようなものということですね。

旧来の医療法人はすべて出資持分有りでしたが、現在新たに医療法人を設立すると原則持分無しになります。また、現在持分有りの医療法人でも持分無しに移行する制度もあります。

持分無し(無持分)の医療法人の場合には、そもそも出資の評価がないので相続財産の対象外ということですね。持分有りの医療法人をお持ちの方は、注意が必要ということでしょうか。

そうなりますね。したがって、医療法人といっても持分有りか無しかを確認した上で、対策を講じることになります。

(裏面へ続く)



(聞き手) 木内俊之
(税)小山会計 医業支援専門室長
医業経営コンサルタント

シリーズ 相続手続支援センター相談員に聞いてみた

第5回 経営者の相続準備について ～開業医編～

(前面より続き)

実際に起きた困ったこと

実際の相談事例はありますか？

医療法人の持分を気にしておらず、相続税の試算をしたところ、相続財産が予想外に大きな金額になった事例があります。このケースでは、持分無し医療法人へ移行する対策を提案させて頂きました。

今、承継時期を迎えている医療法人の中には、親族又は関係者が設立の際から持分を持っているケースが見受けられます。しかし、その後かなり時間が経っていても、持分がどうなっているか、現在の資産価値はどうなっているか把握されていないことが多いです。

まずは持分について現状確認することが重要ですね。

持分の出資者は、医療法人設立時の社員名簿でしか確認出来ない場合もあります。相続を考えるにあたっては是非とも見ておきたいところです。

医療法人の事業承継での注意点

お医者様の相続事情でもう一つの違い

は、医療法人の理事長は原則医師でないとなれない点です。

相続対策を考えるにあたっては、医療法人の後継者のあり方についても一緒に考えて頂くことが大事ですね。

後継者について言えば、お子様が医師になられる前に理事長の相続が発生し、お子様がその時点で理事長になれないため、一旦法人を第三者に引き継いでもらうケースもありました。

これも注意が必要ですね。

他には、承継しない親族への財産分与で揉めたケースもあります。いずれの場合も、事前の対策をとっていれば防げたかも知れないです。

医療法人の理事長に、まずは出資持分についての確認と出資持分額の把握をお薦めします。その他の対策は、次回伺います。

相続手続支援センターでも相談を承っております。相続は個人のことですが、経営者の方の相続には事業の観点から注意すべきことがいくつもあります。お気軽に声をかけて下さい。



税理士法人 小山会計

医療経営に関するお困りごと
なんでもご相談ください。

普段なかなか本音をお話できない立場にいらっしゃる先生方に安心して本音をお話いただき、その声をしっかりと受け止めることが最も大切な役割であると考えております。地域医療を支える貴医院の発展のため院長先生・スタッフの皆様そしてご家族の幸せのため全力でサポートさせていただきます。

Tel:0268-22-7615
fax:0268-22-7617

相続手続支援センター® 東信

- ・死亡後の相続手続のサポート
- ・生前相続あんしんプランの作成
- ・遺言書作成のサポート
- ・公正証書遺言の立会 等々

～お気軽にご相談ください～



お困りごとは相続手続支援センター東信にお任せください

TEL:(0268)25-6789



「小説」



齋藤 秀祐

2年程前から小説を読むようになりました。それまで小説はほとんど読んだことはなかった為、最初は何を讀んでいいかわからず、同僚に数冊紹介してもらいました。

読み始めると小説の面白さにはまり、2年間で読んだ本は100冊を超えました。

大半がBOOK・OFF で本を購入しています。少し前の本だと相当安い価格で購入できる為、かなりお得感があります。



また、空いた時間で少しずつ読み進めることができる為、渋滞中や病院での待ち時間など、時間の有効活用にもなります。今では待ち時間がさほど苦にはなくなりました。

購入するジャンルや作家さんは偏ってしまう事が多い為、「本屋大賞」を参考にしたり、同僚にお勧めの作家さんを教えてもらいながら楽しんでいます。

今まで読書をしてこなかった事が少し悔やまれますが、これからなるべく多くの本を讀んでいきたいと思っています。

最後に本を何冊か紹介させていただきます。

有川浩さんの「旅猫リポート」「三匹のおっさん」「県庁おもてなし課」
伊坂幸太郎さんの「バイバイ、ブラックバード」「AX」「マリアビートル」
西條奈加さんの「善人長屋」「烏金」「はむ・はたる」
瀬尾まいこさんの「あと少し、もう少し」「君が夏を走らせる」
山本甲士さんの「ひかりの魔女」「迷犬マジック」



等ですが、興味がありましたら読んでみて下さい。

編 集 後 記

まだ梅雨が明けていないというのに、毎日暑い日が続きますね。夏風邪も流行っていますので、皆さん体調管理には十分気をつけてお過ごしください。特にしっかりと睡眠をとることが健康な体を保つには大事ですが、睡眠中、いつものような寝相であるかによって、その人の心理と性格がわかるそうです。アメリカの精神科医サミュエル・ダンケルは、人の性格や精神状態が寝相に現れると考え、次の4つに分類しました。①胎児型（丸まって胎児のように寝る）…この寝相の人は、他人に対する警戒心が強く、自分の殻に閉じこもりがちな反面、依存心が強いタイプで、人付き合いの軋轢に悩んでいるとも考えられます。②半胎児型（体を横向きにし、内臓を守るようにひざを少し曲げて寝る）…この寝相の人は、常識的でバランスが取れており、協調性に富んでいます。ストレス社会に最も強いタイプだといえます。③うつ伏せ型（顔や体をうつ伏せにして寝る）…この寝相の人は、几帳面で保守的であり、生真面目で他人のミスが許せないタイプ。ストレスが溜まりやすいともいえます。④王様型（仰向けで大の字になって寝る）…この寝相の人は、安定した人柄で、自信が強く、オープンで柔軟です。自己中心的ともいえますが、愛情を受けてのびのびと育った人に多いのだそうです。私の場合は、基本的に横向きに寝ていることが多いので、①と②を行ったり来たりしているものと思われまふ。皆さんは、上記の①～④の中で当てはまるものがありましたか？

また、違う心理の話になるのですが、人の印象は、出会って3回目までに決まってしまうといわれています。これを「スリーセット理論」といい、まず初めて人と会う時に、大ざっぱにその人の第一印象を決めます。2回目に会う時に、最初の自分の判定が正しかったのか、その人の印象をもう一度判定しようとします。3回目に会う時に、その人の印象を確認します。それは単なる確認であり、相手の印象を固定化します。最後、4回目に会う時に、その人の最初の印象をさらに強めていきます。印象を強めるだけなので、その印象を変化させるのは難しいといえます。ですから、同じ人に3回会って、自分に対して好印象を持ってもらえない場合は、無理して親密になろうとしない方がよく、少し距離を置いてみるとよいそうです。（編集担当 荻原）